別表八（一）付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において令第19条第２項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　法第23条第４項（受取配当等の益金不算入）に規定する関連法人株式等に係る同条第１項に規定する配当等の額につき同項の規定の適用を受けない場合には、「(4)」から「(8)」までの各欄のみ記載すること。

3　「令第19条第２項の適用の判定（(11)≧(12)の場合には「該当」、その他の場合には「非該当」）　(13)」の欄が「非該当」である場合には、「支払利子等の控除額　((10)＋(21))×0.1（マイナスの場合は０）」　(14)　の欄は、記載しないこと。

4　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条（更正の請求）に規定する更正の請求をする場合において、「法第64条の５第６項の規定の適用がある場合、(15)＜(16)である場合又は(17)＜(18)である場合　(19)」の欄が「非該当」であるときは、「(10)」から「(12)」までの各欄には、この申告前の別表八（一）付表二「10」から「12」までの各欄の金額を記載すること。

別表八㈠の表中「発行済株式等の連結保有割合」を「発行済株式等の通算保有割合」に、

「措法第66条の８第２項前段若しくは第９項前段又は第68条の92第２項前段若しくは第９項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七（三の四）「23」＋「25」）

(16)のうち措法第66条の８第３項若しくは第10項又は第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額（別表十七（三の四）「24」）」

を

「措置法第66条の８第２項前段若しくは第８項前段又は令和２年旧措置法第68条の92第２項前段若しくは第９項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七（三の四）「23」＋「25」）

(16)のうち措置法第66条の８第３項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額（別表十七（三の四）「24」）」

に、

「(23)のうち措法第66条の８第２項後段若しくは第９項後段又は第68条の92第２項後段若しくは第９項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額（別表十七（三の四）「28」）」

を

「(23)のうち措置法第66条の８第２項後段若しくは第８項後段又は令和２年旧措置法第68条の92第２項後段若しくは第９項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額（別表十七（三の四）「28」）」

に改め、同表の記載要領第１号中「法第81条の３第１項（法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（令和２年旧法」に改め、「限る」の次に「。第３号において同じ」を加え、同号を次のように改める。

3　「発行済株式等の通算保有割合　(6)」の欄は、通算法人が法第23条の２の規定の適用を受ける場合には、当該通算法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該通算法人（他の通算法人を含む。）の当該外国子会社に対する保有割合を記載し、連結法人が令和２年旧法第81条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）の当該外国子会社に対する保有割合を記載すること。

別表八㈠の記載要領第四号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第六号を削り、同第七号を同第六号とし、同第八号を同第七号とし、同第九号を同第八号とする。

別表十一(一の二)の表中

「損金の額に算入された令第96条第６項第２号ハの金額の合計額

益金の額に算入された令第96条第６項第２号ニの金額の合計額」

を

「損金の額に算入された令和２年旧令第96条第６項第２号ハの金額の合計額

益金の額に算入された令第96条第６項第２号ハ又は令和２年旧令第96条第６項第２号ニの金額の合計額」

に、

「連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額」

を

「連結完全支配関係又は完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額」

に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び第４号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「(法」を「(令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に、「連結法人が租税特別措置法」を「連結法人が令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(2)及び第５号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第２号(2)中「租税特別措置法第68条の59第１項」を「令和２